

第2 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

地方税法第294条第1項では、市町村民税は、同項第2号に規定している「市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者」に対しては均等割額により課する旨、規定している。

また、町税条例第23条第1項では、町民税は、同項第2号に規定している「町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者」に対しては均等割額により課する旨、規定している。

2 処分内容及び理由

処分庁においては、令和5年度課税資料の収集のため、[] 税務署より入手した審査請求人の令和4年所得税青色決算書の写しにより、同決算書に住所及び事業所所在地が東庄町[]で、業種名は[]と記載されていることを確認した。また、審査請求人からの聞き取りにより、東庄町[]に事業所の存在、事業実施を確認した。審査請求人の住所については、[]年度軽自動車税課税時の申告書（[]年[]月[]日受付）記載の住所地により[]である旨、確認した。さらに、[]より取り寄せた審査請求人の令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書及び同年分所得税青色決算書の写しにより事業所所在地が東庄町[]である旨、確認した。以上の証拠から、処分庁は、審査請求人が、町内に事業所を有する個人で町内に住所を有しない者であるという事実を認定し、地方税法第294条第1項第2号及び町税条例第23条第1項第2号の規定により、本件処分を行った。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

- ・令和5年7月31日、審査請求人は、行政不服審査法第2条に基づいて、令和5年6月15日付けで処分庁によって行われた本件処分に対する審査請求を行った。
- ・令和5年8月7日、審理員が指名された。
- ・令和5年8月7日、処分庁に審査請求書（副本）の送付及び弁明書の提出について通知した。
- ・令和5年8月25日、処分庁より弁明書が提出された。
- ・令和5年9月4日、審査請求人に弁明書（副本）の送付及び反論書等の提出について通知した。
- ・令和5年9月20日、審査請求人より反論書が提出された。
- ・令和5年9月22日、審査請求人に反論書（副本）の提出について通知した。

- ・令和5年9月25日、審理員より中小企業支援事業の事業担当課（まちづくり課）に審理のために必要な書類の提出を依頼した。
- ・令和5年10月2日、処分庁に反論書（副本）を送付した。
- ・令和5年10月3日、中小企業支援事業の事業担当課より書類が提出された。
- ・令和5年10月4日、審理員より審査請求人及び処分庁に質問書を送付した。
- ・令和5年10月26日、審査請求人より回答書が提出された。
- ・令和5年10月27日、処分庁より回答書が提出された。
- ・令和5年11月15日、審理員より審査請求人に審理手続の終結について通知された。
- ・令和5年11月16日、審査請求人より主張書面が提出された。
- ・令和5年11月30日、審理員より審理員意見書が提出された。
- ・令和5年12月8日、審査庁より東庄町行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問書が送付された。
- ・令和5年12月18日、審査請求人より主張書面が提出された。
- ・令和6年2月2日、第1回審査会において審議を行った。
- ・令和6年3月12日、第2回審査会において審議を行った。
- ・令和6年4月11日、第3回審査会において審議を行った。
- ・令和6年5月1日、審査会より答申書が提出された。

第3 調査審議における審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

処分庁は、本件処分の理由を東庄町内で事業をしている者であるためとしているが、審査請求人は、「令和2年度中小企業支援事業の東庄町中小企業再建支援金及び令和3年度同事業の同支援金が支給不該当となった。これは、東庄町が請求人を町内で事業をしているものと認めなかったというほかない。審査請求人は、東庄町から町内で事業をしていないとされた者なので、町内に事務所、事業所を有しているものではない。また、家屋敷も有していない個人で町内に住所も有しない者であるから、本件処分は地方税法第294条及び町税条例第23条に違反しており違法である。さらに、東庄町中小企業再建支援金事業においては、町内で事業をしていない者として支援金を受ける権利を認めずにながら、一転して町内で事業をしているものとして納税の義務を負わせる本件処分は信義誠実の原則に反し、権利の濫用に当たる。」と主張している。

第5 裁決の理由

1 審査庁が認定した事実

審査請求人は、千葉県内に事業所を有する個人で当該事業所を有する町内に住所を有しない者であることを認めており、また、審査請求人の令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書及び同年分所得税青色決算書の写しにより事業所所在地が東庄町[REDACTED]である旨を確認していることから、東庄町内に事業所を有しており、住所は[REDACTED]であることを確認できる。

2 論点に対する判断

本件審査請求の論点は、第4で記載したとおりであり、下記のとおり判断する。

地方税法第294条第1項第2号において、市町村民税は「市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者」に対しては均等割額により課する旨、規定している。また、町税条例第23条第1項第2号では、町民税は「町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者」に対して均等割額により課する旨、規定している。

よって、審査請求人は、処分庁が本件処分の基準とする地方税法及び町税条例の規定に該当する者であり、本件処分は、適法なものと考えられる。

なお、審査請求人は、中小企業支援事業に際して支援金を受給できなかったことから、町が行政上、町内に事業所の存在を認定していない旨を述べ、統一的な住所認定がなされていないことを以て、本件処分の違法を主張している。しかし、地方税法及び町税条例に基づく本件処分と中小企業支援事業は本来別個の行政上の制度に基づく措置であり、法的にも両者の関連性を基礎づける根拠は存在しない。また、住所地について町行政上もこれらを統一的に扱うべき法的根拠も特段の規定も存在しない。よって、審査請求人の信義誠実の原則に反し、権利の濫用に当たるとの主張はその前提を欠くものというべきである。

以上のとおり、処分庁が行った本件賦課決定処分に違法又は不当な点はないものと認められる。

第6 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年5月20日

審査庁 東庄町長 岩田 利雄

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、東庄町を被告として（訴訟において東庄町を代表する者は東庄町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。